

事務局ニュース07-NO.11 2008.4.5 埼玉県学童保育連絡協議会

〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町4-1005

048-644-1571 FAX 048-644-1572

http://www.geocities.jp/saitama_gakudou/ Eメール gakudoust@yahoo.co.jp

【郵便振替】00160-7-93727 埼玉県学童保育連絡協議会

「一人ひとりの声を国と自治体に届けましょう」
あらゆる地域・学童保育の会合で訴えて下さい！

報 告 事 項 (^_^)

1. 県学童保育予算発表！ 総額11.4%増、クラブ数は過去最高の51ヶ所増、 国庫補助額改正に伴い、長時間加算、障害児加算を改訂する見込み

放課後児童クラブの整備促進 単位：千円

	2008年度	2007年度	増
総額	1,802,681	1,618,698	11.4%増
運営費	1,690,697	1,567,372	7.9%増
施設整備費	111,984	51,326	118.2%増

補助クラブ数 706クラブ 655クラブ 51クラブ増

2007年度交付実績数 661クラブ

施設整備費クラブ数 24クラブ 11クラブ 13クラブ増
(単価700万円)

放課後子ども教室推進事業 以下は百万円単位の概数 単位：千円

	2008年度	2007年度	増
	116,000	76,000	52.7%増

3月19日、県子育て支援課主催の「市町村児童福祉主管課長会議」が開催され、2008年度予算が発表されました。その内容は上記の通りです。当日説明文書は、この『事務局ニュース』4ページにあります。

総額で前年度比約184百万円増、11.4%増。県の一般会計予算全体で0.4%増ですから、率では「突出」と言えます。この上げ幅は、2000年度以降では2002年度の前年度比12.2%増に次ぐものです。

内訳及び評価ですが、対象クラブ数が、51ヶ所増の706ヶ所（政令指定都市のさいたま市、中核市の川越市は含まず）となりました。51ヶ所増は過去最高です。箇所数が増えたことに対応して予算化を図っています。

運営費の補助単価は、増額が私たちの重点要望でしたが、昨年度と同額に止まっています。

国において新年度改正された「長時間開設加算」と「障害児受入加算」は、改正単価を入れ込む方向で現在、検討中です。4月以降に新年度補助金交付要綱の通知と併せて発表されます。追って、お知らせします。

「施設整備費」は24クラブ。この数も同事業ができて以降、最高数です。しかし、余裕教室を放課後児童クラブのために改造する場合の補助であり、私たちが要望していた単独施設を建てる場合の補助については予算化していません。

2. 政府 「新待機児童ゼロ作戦」を発表 学童保育利用児童 10年間で3倍化!?

厚生労働省と内閣府は2月27日、「新待機児童ゼロ作戦」を発表しました。その中では、学童保育（放課後児童クラブ）の利用児童数を10年間で現在の3倍の213万人とするとしています。

また、「質の高い放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の推進……放課後児童クラブガイドラインを踏まえた質の高い放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の推進を図る」としています。 <http://www.mhlw.go.jp/houdou/2008/02/h0227-1.html>

3. 埼玉県、県連協主催の会議・行事が開催されました

(1)第29回実践交流会 3月9日（日）於国立女性教育会館 48市町村（県外3含む）444人

(2)県庁主催 平成19年度 児童健全育成関係者専門研修会 3月11日（火）於熊谷市

18日（火）於さいたま市

(3)第8回新人指導員研修会 3月20日（木）於浦和地方庁舎 36市町157人

県連協からお知らせ・お願い (^o^)

1. 【再掲】「一人ひとりの声を国と自治体に届けましょう」運動をスタートします！4月、父母・指導員・地域連協 みんなで書いて送って下さい！

すでにお知らせしていますように、厚生労働省は、2010年度をもって71人以上の学童保育に対する補助金をカットすることで大規模学童保育の適正規模での分割を促進しようとしています。国・県・市町村として、適正規模で施設を分割増設する方針をきちんと持ち、補助単価そのものも対象箇所数も増やしていくことがどうしても必要です。

そのために、全国学童保育連絡協議会では、「一人ひとりの声を国・自治体に届けましょう」運動にとりくむことにしました。パンフレットなどは全国連協のHPでもダウンロードできます。

<http://www2s.biglobe.ne.jp/~Gakudou/kangae.htm#hitorihitorinokoe>

とりくみの流れ

1. **地域連絡協議会等のない学童保育**は、できるだけ5月半ばまでに、保護者と指導員の「声」を、学童保育としてまとめて、現物を市町村へのはたらきかけに利用して下さい。「声」を、コピーなどをして(現物でなくてOK)まとめて県連協に送付して下さい。
2. **地域連絡協議会等のある地域**は、できるだけ5月半ばまでに、各クラブで集めた保護者と指導員の「声」を、地域連協で集約していただき、市町村へのはたらきかけに利用して下さい。「声」をコピーなどをして(現物でなくてOK)まとめて県連協に送付して下さい。

2, 新入所児童の世帯に『日本の学童ほいく』誌を勧めて下さい!

- * 4月号の見本誌が県連協事務局にあります。ご希望の際は、ご連絡下さい。
- * また、『日本の学童ほいく』誌のモニター登録をすべての学童保育にお願いしてください。特に、新入所児童の保護者にもお願いしてみてください。

3, 第5回県連協代表委員会のお知らせ

日時 4月19日(土)18:00開場 18:30開会
場所 さいたま市桜木公民館・講座室1
(シーノ大宮 センタープラザ5F)
内容 報告・交流 2008年度県予算
国民生活センターの「学童保育提言」を受けて
民間共同学童保育としての対応について
議題 県連協総会議案書 情勢、2008年
度方針 提案と討議 他

4, 第36回県連協総会に向けて

5月24日(土)17:30開場、18:00開会 於さいたま市産業文化センター
(案内チラシを各学童保育1部添付しました)
すべての学童保育からご出席をお願いします。
市町村長に案内(依頼文を添付、封筒に入っています)を届けて祝電をお願いして下さい。
地域連協のあるところは、運営委員の選出について討議して下さい

5, 第36回研究集会に多数ご参加を

5月25日(日)9:30開会 於埼玉県立大学(2枚1組のチラシを全世帯数添付しました)

6, 県連協「2007年度学童保育実態調査」が完成しました(1部添付しました)

標記調査について昨年4月に自治体及び地域連協等に調査を依頼していましたが、この程、別添の通りまとまりました。作成が大変遅れたことをお詫びします。従来のもものと比べて格段にわかりやすいデータとなっています。自治体に対しての運動に役立ててください。

3. 放課後児童クラブについて

(1) 放課後児童健全育成事業について

埼玉県放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱により交付する。少子政策課子育て環境整備担当に放課後児童健全育成事業費補助金申請・報告等をしていただく。

国において、「長時間開設加算」及び「障害児受入加算」が改正される見込みであることから、県においても、補助基準額の改定などを行うことになる見込みである。国補助制度の改正の概要は別冊「全国児童福祉主管課長会議資料」のとおりであるが、県では、検討を重ね、新年度補助金交付要綱を通知することとしている。

(2) 放課後児童クラブの施設整備について

埼玉県放課後児童クラブ施設整備費補助金交付要綱により交付する。少子政策課子育て環境整備担当に放課後児童健全育成事業費補助金申請・報告等をしていただく。

(3) 大規模クラブの分割等について

国では、子どもの情緒の安定、安全確保の観点から、平成19年度から平成21年度までの3か年以内に、71人以上の大規模クラブについて、クラブの分割等により、適正な人数規模への移行促進を図ることとしている。また、国の補助金交付要綱でも、大規模クラブについては、平成19年度から平成21年度までの3年間は、経過措置として交付対象となるが、平成22年度以降は、交付対象外となる。大規模クラブの所在する市町村においては、クラブの分割等により、適正規模の確保に、計画的な準備を進めていただきたい。

(4) 放課後児童健全育成事業費補助金の適正な執行について

市町村が委託により運営しているクラブについて、不適正な事務執行事例があったことから、県から市町村に対し一斉点検を依頼したところである。現在、点検結果を集計しているところであるが、市町村においては、当事業の実施主体として、県の「補助金交付要綱」や「補助金等の交付手続きに関する規則」、「放課後児童クラブ運営基準」など関係法令等に従い、検査・確認などを確実に実施し、適正に事務執行されるようお願いする。

特に委託により事業を実施する場合は、以下の点に十分に留意すること。

適正な事業者(団体)を選定するとともに、その運営内容を常に把握・指導するなど適正な運営に努めること。

補助基準額の積算基礎となる留守家庭児童数を適正にカウントし、補助金申請及び実績報告を行うこと。

収入・支出に係る帳簿や領収書等の支出証拠書類を保存年限まで適切に保管すること。

クラブからの事業実績の報告の際には、収入・支出に係る帳簿や領収書等の支出証拠書類の突き合わせを行い、適切な検査・確認を実施すること。

また、委託契約の締結に当たっては「埼玉県放課後児童クラブ運営基準」の契約書例を参考に、適切な契約を締結することをお願いする。